

## (2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当(経過措置分)の所得制限限度額については、最近の勤労者所得が伸びていないことから、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定であるので了知されたい。

本 人

特別児童扶養手当(4人世帯・年収)	770.7万円	→	据え置き
その他(2人世帯・年収)	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等(6人世帯・年収)	954.2万円	→	据え置き

## (3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和40年政令第270号)に基づき交付されているところであるが、平成18年度事業実績報告及び平成19年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価は以下の額となるので、了知されたい。

	17年度	18年度
・ 政令第1条第1号に規定する額(都道府県分)	2,320円	→ 2,340円
・ 政令第2条に規定する額(市町村分)	1,458円	→ 1,461円

## (4) 制度の適正な運営等について

特別児童扶養手当等の支給事務については、従来より適正な運営をお願いしているところであるが、都道府県及び市町村等において、以下のような不適切な取り扱いが見られた。

- ① 有期再認定の際の額改定事務において、
  - イ 増額改定の場合、受給者が額改定請求書の提出を行っていないにもかかわらず、職権にて事務処理している事例
  - ロ 減額改定又は受給資格喪失の場合、減額改定日又は受給資格喪失日を診断書の診断日ではなく有期満了日としている事例
- ② 認定請求書等の受理から認定までの期間が、長期間(2ヶ月以上)に及んでいる事例
- ③ 児童の死亡や施設入所により債権発生しており、特にその過払い期間が1年以上の長期にわたる事例。

各都道府県においては、制度の趣旨、支給要件等について十分理解のうえ、適正な制度運営を行うとともに、迅速な事務処理を行うよう努められたい。

また、管内市町村に対しても、適正な事務処理を行うよう周知徹底方お願いしたい。

(参考) 所得制限限度額表 (平成14年8月1日改正)

【特別児童扶養手当】

(単位：円)

	扶養親族の 等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成19年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000
平成18年	0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
	1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
	2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
	3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
	4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
	5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当】

(単位：円)

	扶養親族の 等級数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
平成19年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000
平成18年	0	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
	1	5,656,000	3,984,000	8,596,000	6,536,000
	2	6,132,000	4,364,000	8,832,000	6,749,000
	3	6,604,000	4,744,000	9,069,000	6,962,000
	4	7,027,000	5,124,000	9,306,000	7,175,000
	5	7,449,000	5,504,000	9,542,000	7,388,000

## 5 郵政民営化に伴う特別児童扶養手当支払事務の変更等について

平成19年10月1日に日本郵政公社が民営化されることに伴い、特別児童扶養手当及び児童扶養手当（旧法分）の支払事務については、厚生労働省で行うことになったため、障害保健福祉部と雇用均等・児童家庭局において共同で支払システムの開発を行っているところであり、各都道府県においても、現在、各貯金事務センター等に送付している支払データフォーマットの改正が必要となるため、その作成した支払データフォーマットに全受給者のデータを内包した上で、当省に提出していただいているところである。

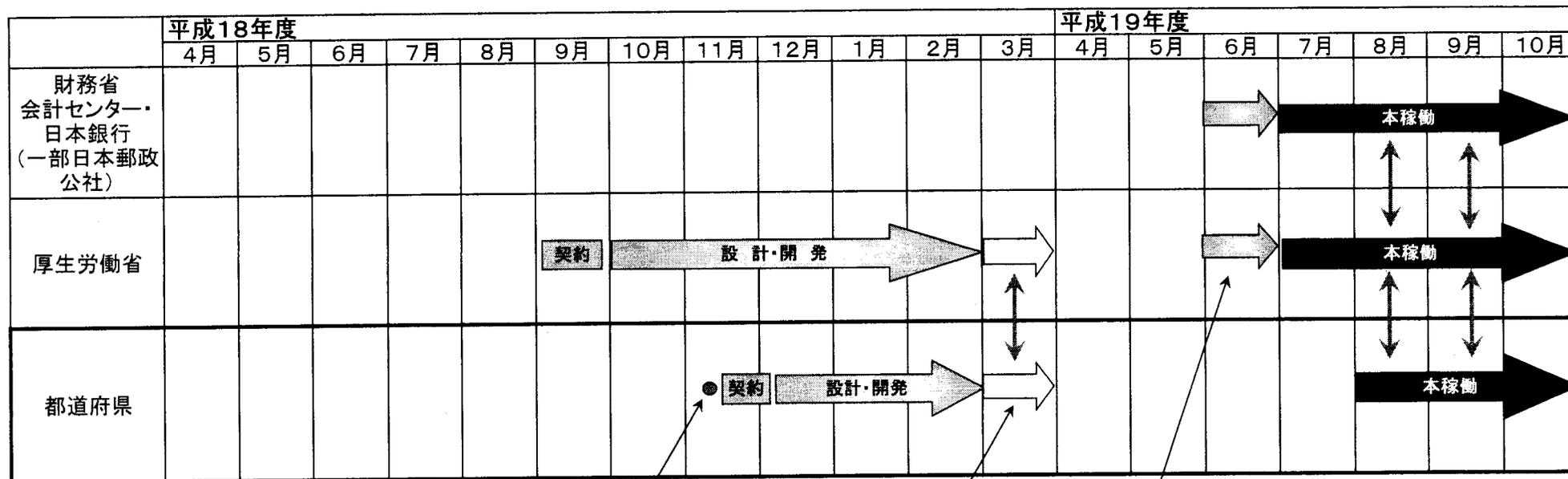
今後、3月中に、現時点における事務処理上の留意点について、事務連絡として各都道府県に示す予定である。（ただし、支払データの提出日、随時払いの支払日については、現在調整中のため、未定である。）

なお、郵政民営化施行までのスケジュールについては別添のとおりである。

また、郵政民営化後に、現在の受給者がどういった金融機関を選択するのかを事前に把握するため、特別児童扶養手当の受け取り金融機関の希望調査を行う予定であるので、ご協力方お願いしたい。

(別添)

○今後のテストスケジュール



☆仕様(指定フォーマット等)の提示

システムテスト

連携テスト

※システムテストでは、各都道府県から全数の受給者データを受け取り、本省システムとの連携テストを行います。  
 ※連携テストでは、本番を想定し、ダミーデータを用いて、以下のような一連の流れでテストを行います。  
 (関係機関：厚生労働省、財務省会計センター、日本銀行、日本郵政公社)

## 6 心身障害者扶養保険制度の見直しについて

心身障害者扶養保険制度については、財政安定化のため、平成7年度に、保険料の引き上げ及び公費の投入などの措置を講じた（第3次改正）ところである。

心身障害者扶養保険制度の財政状況については、その後の金利状況の低下や障害者の平均寿命の伸長等により、第3次改正以降も大変厳しい状況にあることから、厚生労働省内において検討を進めてきているところである。

今後、関係省庁・団体等との調整を行いながら、外部有識者等の意見もいただくために、「扶養保険検討委員会」を早急に設置して、制度のあり方についての結論を得た上で、平成19年度中に制度の見直しを行うこととしている。

おって、制度の見直しに当たり、条例等の改正が必要となることが予想されるが、当省において条例準則等を示した上で、都道府県・指定都市に対する行政説明会を行うこととしているので、都道府県・指定都市におかれては、条例等の改正が円滑に行われ、かつ、加入者等への周知が徹底されるよう、円滑な事務処理についてご協力方お願いしたい。

## (参考1) 加入者数・年金受給者数の推移

年度	加入者数 (年度末)		年金受給者数 (年度末)	
	延数	実人員	延数	実人員
44	-	733	-	-
45	-	46,530	-	139
46	-	63,320	-	477
47	-	65,149	-	872
48	-	67,088	-	1,382
49	-	69,838	-	1,912
50	-	72,183	-	2,458
51	-	74,357	-	3,038
52	-	76,732	-	3,644
53	-	78,662	-	4,261
54	87,364	82,530	4,975	4,975
55	97,467	86,444	5,744	5,725
56	102,051	88,537	6,583	6,527
57	105,609	90,078	7,540	7,430
58	108,653	91,262	8,538	8,348
59	111,201	92,157	9,645	9,372
60	113,148	92,662	10,689	10,332
61	113,007	91,581	11,958	11,487
62	113,980	91,421	13,112	12,534
63	116,126	91,885	14,416	13,726
1	118,378	92,390	15,782	14,954
2	120,516	92,845	17,198	16,217
3	122,802	93,323	18,690	17,547
4	124,610	93,544	20,291	18,941
5	126,306	93,657	21,988	20,405
6	127,862	93,643	23,736	21,924
7	122,841	89,981	25,496	23,431
8	118,540	86,770	27,084	24,773
9	113,843	83,315	28,586	26,046
10	109,281	79,946	30,200	27,366
11	106,100	77,429	31,846	28,721
12	103,893	75,576	33,319	29,927
13	101,947	73,858	34,820	31,125
14	100,011	72,158	36,339	32,365
15	98,576	70,796	37,854	33,565
16	96,809	69,095	39,659	35,010
17	95,311	67,591	41,310	36,329

(参考2)心身障害者扶養保険における数理上必要な資産額

年金収支

- ・ 障害者死亡率：平成7～9年度扶養保険制度実績

(平成17年度末現在)

(単位:百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	128,587	139,146	151,370	170,911
② 公費負担現価	35,658	36,983	38,383	40,376
③ 責任準備金の額(①-②)	92,929	102,163	112,987	130,535
④ 年金資産額	54,095	54,095	54,095	54,095
⑤ 不足額(③-④)	38,833	48,067	58,892	76,440

(参 考)

(平成16年度末現在)

(単位:百万円)

	予定利率 4.5% (現 行)	予定利率 3.75%	予定利率 3.0%	予定利率 2.0%
① 年金の現価相当額	125,141	135,561	147,645	167,004
② 公費負担現価	38,524	40,080	41,731	44,095
③ 責任準備金の額(①-②)	86,617	95,481	105,914	122,910
④ 年金資産額	47,338	47,338	47,338	47,338
⑤ 不足額(③-④)	39,279	48,143	58,576	75,572

## 7 特別障害給付金制度の周知について

特別障害給付金制度については、平成17年4月1日から施行されており、制度の周知については、障害保健福祉部企画課通知（平成18年8月7日付け障企発第0807001号（別添参照））により依頼しているところであるが、その一層の周知徹底を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。

(別添)

障企発第 0807001 号  
平成 18 年 8 月 7 日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部企画課長

### 特別障害給付金制度の周知について（依頼）

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する福祉的な措置として、平成 17 年 4 月 1 日より特別障害給付金制度が施行され、一年余りが経過したところであります。

これまで、「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」（平成 16 年法律第 166 号）が成立して以来、各都道府県及び市区町村にご協力をいただき、広報紙への掲載や、窓口でのチラシ配布等による周知をお願いしてきたところですが、平成 18 年 5 月 12 日付けの事務連絡にて、各都道府県及び各市区町村における特別障害給付金制度の周知の状況を調査させていただいたところ、参考 1、2 の通り未だ不十分な状況にあります。

つきましては、以下の周知方法によるほか、障害者の方々に対する各種情報提供や行事の実施等、障害保健福祉施策を実施していく際のあらゆる機会を捉え、特別障害給付金制度の更なる周知にご協力をいただくようお願い致します。さらに管内の市区町村（指定都市及び中核市を含む。）や障害者団体への協力依頼についてもお取り計らいいただきますようお願い致します。

#### （周知方法の参考例）

- ① 窓口でのチラシ等の配布や広報紙等への掲載
- ② ホームページへの掲載
- ③ 障害者団体、事業者、民生委員等を通じたきめ細やかな周知
- ④ 市区町村における窓口の設定や担当職員への周知

なお、別添に周知用案文例を添付しましたので、周知用パンフレット等の作成等にご活用下さい。

(周知用案文例)

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設され、平成17年4月1日から施行されました。

1. 支給の対象となる方

- (1) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（※）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

（※）障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日

2. 支給額（平成18年度）

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49,850円（2級の1.25倍）

〃 2級相当に該当する方：月額39,880円

○支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

○ご本人の所得によっては、支給が全額又は半額、制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合には、その受給額相当は支給されません。

○経過的福祉手当を受給されている方は、当該手当の受給資格は喪失します。

3. 請求手続

請求の窓口は、住所地の市区町村役場です。なお、特別障害給付金の支給に関する事務は、社会保険事務局（社会保険庁）で行っています。

原則として、65歳に達する日の前日までに請求していただく必要がありますが、経過措置として、施行日（平成17年4月1日）に65歳を超えている方は平成22年3月31日まで申請することができます。また、施行日以降間もなく65歳に達する方についても65歳を超えてから一定期間は請求を行うことができる経過措置が設けられています。

## 8 障害者保健福祉推進事業について

障害者自立支援法を核として、障害者の就労支援、地域移行、地域生活支援等を通じ、障害者の自立支援を一層推進するためには、地域の関係者における様々な工夫や取組を積み上げ、その普及を図ることが必要不可欠である。このため、平成19年度においては、平成18年度から行われてきた本事業の予算を更に増額し、障害者の自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行うこととしているので、各地域において策定した障害福祉計画の推進を図る観点等も踏まえ、以下の事項に留意の上、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

### (1) 目的

本事業は、障害者自立支援の充実のための先駆的、革新的なモデル事業等に対して所要の助成を行い、もって、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実と障害福祉計画の推進に資することを目的とする。

### (2) 事業の実施主体

- ① 都道府県又は市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ② 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

### (3) 事業の区分

#### ○ 障害者自立支援調査研究プロジェクト

平成18年度と同様、障害者の自立支援の充実のための調査研究や先駆的・革新的な試行的取組について、幅広く対象とする。

なお、平成19年度においては、上記のうち政策的な観点等から特に実施を推奨するテーマ（事業）をいくつか指定し、一般分とは別枠で採択する予定である（指定テーマに関する事業については、原則として一般分の採択対象としない。）。具体的な指定テーマ等は実施協議の通知時に提示するが、いずれにせよ現時点で考えられる事業例は以下のとおりである。

- 障害者の就労支援の充実や就業率向上に資する訓練プログラムに関するもの
- 地域における福祉、雇用、教育等とのネットワーク構築等の環境整備に関するもの
- 精神科病院入院患者の早期退院・地域生活移行に関するもの
- 三障害を一体的に受け入れる事業の展開に関するもの
- 障害者に対する社会的偏見の是正、差別・虐待防止、成年後見等の権利擁護を推進するもの

- 重度障害者の地域生活を支えるための調査研究・試行的事業
- 障害者と高齢者の相談支援を一体的に実施するなど、対象者のユニバーサル化に資するもの
- IT技術を活用した障害者福祉サービスの高度化・充実に関するもの
- 高次脳機能障害、発達障害等に係る支援に関するもの
- 市町村合併に対応した地域組織の強化に関するもの
- 地域住民による障害者自立支援システムの構築に関するもの
- 情報コミュニケーション支援のための調査研究・試行的事業
- その他障害者自立支援の拡充・強化に資するもの

#### (4) 補助基準額等

##### ア 補助基準額

1事業当たり2,000万円以内を基本とする。

※ 事業を効果的に実施する上で特に必要と認められる場合は、この限りではない。

##### イ 補助率

定額 10/10相当

<参考> 総事業費 25億円(18年度予算額 5億円)

#### (5) 留意事項

ア 事業の趣旨に沿わないもののほか、以下に該当するものは、原則として対象としない。(詳細は別途提示)

- ① 単年度で終了しない事業
- ② 前年度からの継続事業(新たに展開する部分があれば、当該部分に限り対象となりうる。)
- ③ 他の補助制度による補助対象事業及び国庫補助が廃止(一般財源化)された事業並びに地方自治体の補助事業で実施していた事業
- ④ 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業
- ⑤ 事業の大部分が設備、備品購入費等である事業
- ⑥ 営利を目的とする事業

イ 一の実施主体が複数の提案をする場合には、以下の条件を満たすこと。

- ① 内容が十分に検討・精査されたものであること
- ② 仮に提案が全て採択されたとしても適切に実施できること

(6) 執行スケジュール (予定)

平成19年3月下旬 実施要綱案の提示

実施協議の通知

4月上旬 実施要綱の通知

下旬 実施協議の締め切り

5月下旬 評価のための委員会開催

6月上旬 採択・内示

※ 1次協議の状況により、2次協議の実施を検討。